

# ご活用ください！

## 小規模企業をはじめとする 中小企業のみなさんを 応援します！

～滋賀県の中小企業向け支援制度のご案内～  
令和4年度下半期（2022年度10月）



### ◎注意事項


- ・この冊子は、令和4年（2022年）10月現在の情報をもとに中小企業の皆さんが利用できる制度をまとめたものです。制度によっては内容（要件等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。
- ・各制度の記載内容は概要ですので、利用に当たっては、詳しい条件などについてお問い合わせ先までご確認ください。





### 滋賀県ちいさな企業応援月間


～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

※補助金・助成金にはそれぞれ募集時期がありますので、ご注意ください。

事業等名	<b>事業承継円滑化補助金</b>			補助金・助成金
▼こんなときに				
事業承継に向けた準備をしたいとき、もしくは廃業を検討しているとき				
▼こんな支援が受けられます				
条件	対象事業	補助率	補助限度額	
後継者あり	①円滑な承継に向けた売上確保のための新たな商品開発等	補助対象 経費の 2/3以内	50万円	
	②円滑な承継に向けた生産性向上のための設備投資			
後継者なし	③承継準備費用（備品廃棄、店舗改修等）			
※③については、一定期間の事業承継・引継ぎ支援センターへの登録が要件となります。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 活性化推進係 電話：077-528-3733 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/325035.html			


事業等名	<b>副業・兼業人材活用促進補助金</b>			補助金・助成金
▼こんなときに				
県内中小企業が成長戦略強化を目的とし、県外の副業・兼業プロフェッショナル人材を活用するとき				
▼こんな支援が受けられます				
○滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外に在住および就業しているプロフェッショナル人材を県内の事業所で副業・兼業プロ人材として活用した際に生じる、当該人材の移動に要する経費（交通費および宿泊費）				
(1) 交通費 ・本事業の所在場所に訪れて業務に従事するための交通費 ※1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円以上の場合のみ対象				
(2) 宿泊費 ・宿泊にかかる費用				
○補助率：1/2				
○補助限度額：50万円				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室 TEL：077-528-3758 E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/325617.html			


事業等名	<b>プロフェッショナル人材確保補助金【物価高騰枠】</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">NEW!</span>			補助金・助成金
▼こんなときに				
県内中小企業が、原油高・物価高騰対策として県外のプロフェッショナル人材を活用するとき				
▼こんな支援が受けられます				
○原油高・物価高騰によって生じる経営課題を解決するプロフェッショナル人材の確保を支援します。				
○滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外のプロフェッショナル人材とのマッチングが成立した際に、企業が人材会社に支払う成約手数料を補助します。				
形態	対象経費	補助率	限度額	
雇用	人材紹介会社に支払う成約手数料	1/2	100万円	
副業	人材紹介会社に支払う成約手数料（業務委託契約費の手数料相当分）	1/2	25万円	
※その他の要件につきましては、補助金要綱をご確認いただき、下記までお問い合わせください。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室 TEL:077-528-3758 E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327657.html			

事業等名		滋賀県企業立地促進補助金		補助金・助成金
▼こんなときに				
設備投資に伴う、人材確保や操業環境の改善を図ろうとするとき				
▼こんな支援が受けられます				
○対象者 設備投資・雇用の要件を満たす計画をしている、次のいずれかの事業者 ①製造業 ②地域経済牽引事業の承認事業者 ③道路貨物運送業・倉庫業（特定地域のみ）				
補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組	③職場環境・働き方改革に関する取組	
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人サイトに募集情報掲載</li> <li>企業説明会に出展</li> <li>インターンシップの実施</li> <li>人材紹介会社を介して経験者の採用</li> <li>従業員のスキルアップ研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤バスの委託運行</li> <li>通勤バスを運行するための車両をリース契約</li> <li>通勤環境改善に向けた調査</li> <li>自転車通勤を促進するため、駅周辺の駐輪場と契約</li> <li>利用計画を立てシェアリングサイクルを導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク環境を整備するため、PCや端末を購入またはリースを契約する</li> <li>企業主導型保育施設の設置に向けた調査</li> <li>感染症拡大予防のため、衛生用品等を調達</li> </ul>	
対象期間	(人材確保) 操業前2年度以内 (人材育成) 操業前1年度、後2年度以内	操業後3年度以内	操業後または後1年度以内	
補助率	補助対象経費の最大1/2			
補助限度額	2,000千円	5,000千円	2,000千円	
(単年度)	①～③の計で5,000千円			
*2以上の事業者が共同で補助事業を実施される場合は、補助限度額が増額します。				
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 企業立地推進室 TEL：077-528-3792 E-mail：fd00050@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/324600.html			


事業等名		省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金		補助金・助成金
▼こんなときに				
事業所において省エネにつながる設備や再生可能エネルギー等整備を実施するとき				
▼こんな支援が受けられます				
対象事業	補助率	補助限度額		
事業所全体の5%以上または100GJ以上のエネルギー使用量の削減が見込まれる設備の整備 (省エネ診断※により提案された設備の整備であって、補助対象経費が60万円以上である事業)	補助対象経費の1/2以内	1件あたり150万円 (ただし、エネルギー使用削減量1GJ当たり1万円が限度)		
事業所における再生可能エネルギー等の設備導入 (補助対象経費が60万円以上の事業) ・太陽光、風力、小水力、バイオマスの発電設備 ・太陽熱、バイオマス熱、地中熱等の熱利用設備 ・バイオマス燃料製造設備 ・ガスコージェネレーション、燃料電池 ・蓄電池単体 (要既設発電設備) ・次世代自動車+V2H (福祉施設等のみ対象) ・V2H単体	補助対象経費の1/2以内 (災害時における避難所として指定された施設は2/3以内)	設備により15万円～300万円 (災害時における避難所として指定された施設は100万円～400万円)		
問い合わせ先	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO <sub>2</sub> ネットゼロ支援室 TEL：077-511-1424 E-mail：co2@shigaplaza.or.jp			





<b>事業等名</b>	<b>PPA等普及促進事業補助金</b>			<b>NEW!</b>	<b>補助金・助成金</b>
▼こんなときに					
オンサイトPPAモデル・ファイナンスリースにより、「初期費用ゼロ」で太陽光発電設備、蓄電池の導入を検討しているとき					
▼こんな支援が受けられます					
補助事業者…オンサイトPPAモデル・ファイナンスリースにより、太陽光発電設備、蓄電池の導入を行う発電事業者（補助金相当額は月々の電気料金から割り引くなど需要家に還元）					
対象事業		導入施設	補助率	補助限度額	
自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の導入		中小企業等	補助対象経費 1/3以内 7万円/kW	100万円	
		指定避難所	補助対象経費 1/2以内 10万円/kW	150万円	
問い合わせ先	滋賀県総合企画部CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課 事業推進係 TEL：077-528-3090 E-mail：cg02@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/324898.html				


<b>事業等名</b>	<b>次世代自動車導入促進事業補助金</b>			<b>NEW!</b>	<b>補助金・助成金</b>
▼こんなときに					
事業所において、次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））の導入を検討しているとき					
▼こんな支援が受けられます					
対象事業		補助率		補助限度額	
電気自動車（EV） プラグインハイブリッド自動車（PHV）		太陽光発電システムおよびV2Hを併せて導入、または既に導入していること。		10万円	
燃料電池自動車（FCV）		V2Hを併せて導入し、または既に導入していること。		20万円	
※別途、「充電インフラ整備事業補助金」において、充電設備の設置に関する支援も実施しています。					
問い合わせ先	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO <sub>2</sub> ネットゼロ支援室 TEL：077-511-1424 E-mail：co2@shigaplaza.or.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/325612.html				

<b>事業等名</b>	<b>滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金</b>			<b>NEW!</b>	<b>補助金・助成金</b>
▼こんなときに					
「びわ湖FreeWi-Fi」の設置で、観光客などの来訪者を呼び込もうとするとき					
▼こんな支援が受けられます					
対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額	
滋賀県内の観光施設、宿泊施設、飲食業施設、商業施設、交通施設等の観光客の利用が見込まれる施設に「びわ湖FreeWi-Fi」のアクセスポイント（AP）を設置する事業		(1) 機器整備費 (2) 設定費および設置工事費 *消費税および地方消費税相当額は補助対象経費に含まれません。	補助対象経費の 1/2以内	2万5千円/AP1基	
問い合わせ先	滋賀県 総合企画部 DX推進課 地域DX連携推進室 TEL：077-528-3381 E-mail：chiiki@pref.shiga.lg.jp				

<b>事業等名</b>	<b>工業用水受水企業支援制度</b>	<b>補助金・助成金</b>
▼こんなときに		
製品製造に工業用水を利用するとき		
▼こんな支援が受けられます		
○対象エリア		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部工業用水道事業：守山市、栗東市、野洲市、草津市、湖南市、甲賀市、竜王町</li> <li>・彦根工業用水道事業：彦根市、多賀町</li> </ul>		
○支援制度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資にかかる費用の支援（引込管布設工事費） 支援限度額：基本料金の3.5年分 ※最大500㎡/日まで</li> <li>・受水から3年間、基本料金を軽減</li> </ul> <p>※工業用水の契約水量が100㎡/日以上などの条件があります。</p>		
問い合わせ先	滋賀県企業庁 経営課 経営企画係 TEL：077-589-4651 E-mail：na01100@pref.shiga.lg.jp URL：http://www.pref.shiga.lg.jp/kigyou/kougyouyou/	

<b>事業等名</b>	<b>中小企業働き方改革サポート診断事業</b>	<b>相談</b>
▼こんなときに		
働き方改革を計画的に進めたいとき		
▼こんな支援が受けられます		
○社会保険労務士が事業所を訪問して働き方改革（働きやすい職場環境づくり）の進捗状況等を診断		
○診断結果に基づき各企業に応じた働き方改革の計画的な進め方を提案		
※診断・提案無料（県補助事業のため、予算に限りがあります。詳しくは下記までお問い合わせください。）		
問い合わせ先	滋賀県社会保険労務士会 所在地：〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 TEL：077-526-3760 ホームページ：https://www.sr-shiga.com	


<b>事業等名</b>	<b>滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援</b>	<b>相談</b>								
▼こんなときに										
企業の新事業展開や販路開拓、経営基盤強化などを実現する中核人材の採用について相談したいとき										
▼こんな支援が受けられます										
○拠点のスタッフが企業を訪問し、成長戦略の具体化および人材ニーズの明確化を支援します。										
複数の人材会社および大企業との連携により、ニーズに合った人材を全国からお探しします。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">人材タイプ例</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">「経営革新」に対する貢献領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営人材・経営サポート人材</td> <td>経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）や事業承継を見据えた後継者候補となる人材。</td> </tr> <tr> <td>新事業立ち上げ販路開拓人材</td> <td>新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。</td> </tr> <tr> <td>生産性向上人材</td> <td>開発や生産等の現場で新たな価値（新たな製品開発、生産工程の見直し等）を生み出すことのできる人材。</td> </tr> </tbody> </table>			人材タイプ例	「経営革新」に対する貢献領域	経営人材・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）や事業承継を見据えた後継者候補となる人材。	新事業立ち上げ販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。	生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（新たな製品開発、生産工程の見直し等）を生み出すことのできる人材。
人材タイプ例	「経営革新」に対する貢献領域									
経営人材・経営サポート人材	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材（将来の経営幹部候補も含む）や事業承継を見据えた後継者候補となる人材。									
新事業立ち上げ販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな事業分野や販路を開拓し、売上増加等の効果を生み出す人材。									
生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（新たな製品開発、生産工程の見直し等）を生み出すことのできる人材。									
問い合わせ先	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点（（公財）滋賀県産業支援プラザ内） TEL：077-511-1419 E-mail：s-pro@shigaplaza.or.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/325616.html									


事業等名	コロナ禍の柔軟な働き方導入支援事業				相談
▼こんなときに					
女性活躍推進や、テレワークなど柔軟な働き方の導入等のアドバイスを受けたいとき					
▼こんな支援が受けられます					
働きやすい職場づくりのためのアドバイザー派遣が受けられます。(無料)					
【支援内容例】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性経営者、管理職の女性活躍推進にかかる意識改革のための研修の実施</li> <li>・柔軟な働き方導入にかかる労務管理、就業規則の作成等に関するアドバイス</li> <li>・従業員定着、教育や人材育成についての相談等</li> </ul>					
	対象者	アドバイザー派遣回数	募集上限	派遣期間	申込期限
	滋賀県女性活躍推進企業認証を取得している企業・団体	最大3回まで	11社程度 (最大33回まで)	2022年8月 ～2023年2 月の間でご 希望の日	2023年 1月末まで
	上記以外の県内企業・団体	1回のみ ※その後認証を取得した場合はさらに2回(合計3回まで)利用可能			
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 女性活躍推進課 活躍推進係 電話：077-528-3772 E-mail：fg00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/307697.html				

事業等名	滋賀県DX官民協創サロン				相談
▼こんなときに					
経営改革や事業創出に向けたデジタル技術・データの活用について専門家のアドバイスや支援が欲しいとき					
▼こんな支援が受けられます					
<p>ODXを活用して自社課題の解決や新事業創出を図りたい企業からの相談の受付</p> <p>○経営課題に応じたデジタルツール・機器・データの活用方策の提案</p> <p>○デジタル専門スキルを有する支援企業とのマッチング</p>					
問い合わせ先	滋賀県 総合企画部 DX推進課 地域DX連携推進室 TEL：077-528-3382 E-mail：chiiki@pref.shiga.lg.jp				

事業等名	省エネ等伴走支援事業			相談
<span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">NEW!</span>				
▼こんなときに				
CO <sub>2</sub> ネットゼロに向けて、省エネ・再エネ・現状把握など何から取り組めばいいか解らないという事業者の方 CO <sub>2</sub> ネットゼロに向けた取組を着実に進めたい方				
▼こんな支援が受けられます				
<p>○アドバイザー（エネルギー管理士等）が、CO<sub>2</sub>ネットゼロ（脱炭素）に向け、この先、5年10年で実施すべき取組に関する計画の立案、取組のフォローアップ、資金調達に関する助言などに無料で対応。</p> <p>○省エネ診断等も活用しながら、中長期的視点での、CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組をフォローアップします。</p>				
対象となる方について、次の条件がありますのでご注意ください。				
前年度のエネルギー使用量が一定の基準を超え取組み効果が期待できる中小企業者等				
問い合わせ先	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO <sub>2</sub> ネットゼロ支援室 TEL：077-511-1424 E-mail：co2@shigaplaza.or.jp			



<b>事業等名</b>	<b>外国人材受入サポート事業</b>	<b>相 談</b>
▼こんなときに 外国人材の受入れについて相談したいとき		
▼こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材採用にかかる各種手続の説明 等</li> </ul> </li> <li>○採用・各種手続の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用・各種手続の支援</li> <li>・採用する外国人材像の特定に向けたアドバイス 等</li> </ul> </li> <li>○採用後の支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格更新手続、社会保険等各種手続のアドバイス</li> <li>・しが外国人相談センター等外国人支援機関の情報提供 等</li> </ul> </li> </ul>		
問い合わせ先	滋賀県外国人材受入サポートセンター 所在地：〒525-0032 草津市大路一丁目1番1号 エルティ 932 3F 電 話：050-5211-5397 ホームページ：https://shiga-gaisapo.com/	

<b>事業等名</b>	<b>中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制および金融支援</b>	<b>経営・商品・サービス等の「認定・登録」</b>
▼こんなときに 事業承継に伴う贈与税および相続税の猶予や資金調達を考えているとき		
▼県知事認定を受けることで、こんな支援が受けられます		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業承継税制 後継者が非上場会社の株式や事業用資産等を贈与または相続により取得した場合において、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。</li> <li>○金融支援 経営者の死亡・退任および第三者による承継に伴い必要となる資金の調達を支援する制度です。</li> </ul>		
主な支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①信用保証協会の保証</li> <li>②日本政策金融公庫の特別支援</li> <li>③滋賀県の政策推進資金（事業承継枠）[制度融資]</li> </ul>	
※各種認定は支援措置を保証するものではありません。別途、実施機関の審査があります。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係 TEL：077-528-3732 E-mail：fb00@pref.shiga.lg.jp ホームページ：http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoyu/16948.html	

<b>事業等名</b>	<b>中小企業振興資金</b>	<b>融 資</b>		
▼こんなときに 経営基盤の強化や事業の発展のために資金が必要なとき				
▼こんな支援が受けられます				
○一般的な事業資金が必要なとき				
資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
経営支援資金（一般枠）	汎用的な事業資金	1.50%	設備7年 運転5年	設備3,000万円 運転2,000万円
経営支援資金 （小規模企業者枠）	従業員20人（商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業、娯楽業は20人）以下の小規模企業者向けの汎用的な事業資金	1.45%		1,500万円
経営支援資金 （小規模企業者特別枠）		1.25%		1,000万円

○1年以内の短期の事業資金が必要なとき、手形等を現金化したいとき

資金名	主な対象者、用途など	融資利率	融資期間	融資限度額
短期事業資金 (通常枠)	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.20%	1年	1,500万円
短期事業資金 (手形・電子記録債権割引枠)	下請代金として受け取った手形等の割引資金(受注企業として滋賀県産業支援プラザへの登録が必要)		割引期間 150日以内	
短期事業資金 (コロナ枠)	補助金交付までのつなぎ資金または仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	2.20%以内	1年	1,000万円
<b>NEW!</b> R4.6.10創設 短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠)	原油価格や原材料価格の上昇による経済環境の悪化に対処し、経営安定を図るための代金決済等に必要な運転資金	2.20%以内	1年	1,000万円

○売上の減少など経営状況が厳しいとき、借換により返済負担を軽減したいとき

セーフティネット資金 (新規枠)	セーフティネット保証が利用できる方 ・不況業種を営み売上等が減少している方 ・取引先企業が倒産等した方 等	1.00%	設備10年 運転7年 (4号、5号認定 およびコロナ新規枠は10年)	1億円
セーフティネット資金 (借換枠)	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できません(増額も可)	1.50%	借換7年 (4号、5号認定 およびコロナ借換枠は10年)	2億2,000万円
緊急経済対策資金 (新規枠)	売上、利益等が減少している方	1.25%	設備7年 運転7年	5,000万円
緊急経済対策資金 (借換枠)	※借換枠は保証付き融資を借り換える場合に利用できません(増額も可)	1.50%	借換10年	8,000万円

★県では、新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格等高騰により影響を受けている方に御利用いただける融資制度を御用意しています。詳細は県HP(「滋賀県 コロナ 融資」、「滋賀県 原油価格高騰 融資」で検索)をご覧ください。

○新分野への進出や多角化、海外への事業展開、事業承継、社会的課題の解決に資する分野での事業拡大、または節電(CO<sub>2</sub>ネットゼロ)など特定の経営課題に取り組むとき

政策推進資金 (事業継続・新事業促進枠)	経営革新計画等の実施や事業の多角化、海外展開等を行う方	1.25%	設備10年 運転10年	1億円 (県等の認定を受けた計画を実施する場合は2億円)
政策推進資金 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る方	1.00%	設備10年 運転10年	1億円
政策推進資金 (SDGs推進企業応援枠)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を行っている方で、事業を拡大する方	1.25%	設備10年 運転5年	1億円
政策推進資金 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠)	「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメントの取組に賛同し、省エネ設備、再生可能エネルギー設備、蓄電池を導入する方	1.00%	設備10年	1,000万円 (蓄電池は8,000万円)
政策推進資金 (がんばる企業応援枠) ※プロパー協調融資	保証協会付融資と保証のつかない金融機関直接融資(プロパー融資)を受け、策定した事業計画を実行することでコロナ禍からの脱却を図る方	1.5%以内	10年	4,000万円 ※同時にプロパー融資を保証協会付融資の2分の1以上実行すること

○開業のための資金、開業後5年未満の方が事業資金を必要とするとき

開業資金 (創業枠、創業サポート枠、 女性創業枠)	新たに事業を開始しようとする方 (開業後5年未満まで利用可能) ※開業前に2,000万円を超える融資を希望する場合、超過部分と同額以上の自己資金が必要	1.00%	7年	2,500万円 (認定特定創業支援事業の支援を受けた方は、3,000万円) (女性創業枠の場合は1,000万円)
---------------------------------	---	-------	----	--

- ・融資利率の他に、別途信用保証料(年0～1.9%)が必要となります。
- ・融資利率等の条件は、令和4年(2022年)4月1日現在のものであります。今後、融資利率等を変更することがあります。
- ・融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係  
TEL: 077-528-3732 E-mail: fb00@pref.shiga.lg.jp  
ホームページ: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/300703.html>

